



羽の情報便

消費税はどのように計算するの？

消費税は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

■消費税(国税)の計算

<原則(一般課税)>

課税期間における課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税仕入れ高} \times 4/105) = \text{消費税額}$$

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿および請求書等の保存が必要です。

<簡易な計算方法(簡易課税制度)>

課税期間における課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税売上高} \times 4\% \times \text{みなし仕入率}) = \text{消費税額}$$

みなし仕入率	
第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等) 農林、漁業、建築業、製造業	70%
第4種事業(その他) 飲食業、金融・保険業	60%
第5種事業(サービス業等) 運輸・通信業、不動産業、サービス業	50%



2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分して、それぞれの事業区分ごとの課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率を掛けて計算します。この制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、事前に届出書を提出している場合に選択可能です。

■地方消費税の計算

以下の計算式により求めます。

$$\text{消費税額} \times 25\% = \text{地方消費税額}$$



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

12月の税務カレンダー

本年最後の給与支払い時期
給与所得の年末調整



本年最後の給与を受ける前日（給与支払い者経由）
給与所得者の保険料控除・住宅取得控除申請書の提出

12月中の市町村の条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付



12月10日（水）
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付

12月22日（月）
7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出

平成21年1月5日（月）
10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

21年4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例6： レンタルビデオ店（年間19.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	4,364,015円／年	年間の電気料	3,507,656円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 856,359円 10年間で 8,563,590円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？

■「パート」と「バイト」

パートタイマーは通常の労働者と比べ労働時間がかなり短い人のことを指します。バイトとは学生や社会人などの本業を持つ人がかたわらに行なう仕事の事を指します。

■「関東」と「首都圏」

関東とは、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬の都六県を指し、首都圏とは、それに山梨県を加えたものです。ちなみに甲信越とは、山梨、長野、新潟の三県の総称です。

■「賞味期限」と「消費期限」

賞味期限は、定められた方法により保存した場合、すべての品質が十分保たれていると認められる期限、すなわち「美味しく食べられるか」を意味し、消費期限は、定められた方法により保存した場合、腐敗・変敗などの食品の劣化による衛生上の危害が発生する恐れがない期限、すなわち「安全に食べられるか」を意味します。

■「和牛」と「国産牛」

和牛とは、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の四種で、国産牛とは、この和牛以外を呼びます。ちなみに外国で生まれ育った牛でも、生きたまま日本へやってきて、日本で加工すると、国産牛になります。

お客様からのQ & A

遠くに離れて住んでいる子供の国民年金保険料を支払った場合に、社会保険料控除の対象となりますか？

同一生計している親族の国民年金保険料を負担した場合には、負担した人から社会保険料控除として所得控除を受けられます。

この同一生計親族の、収入などの所得要件はありませんので、現実的には親族のうち所得の高い人から控除を受けているケースも多いと思います。

同居の場合にはあまり深いチェックはされず容認されているケースも多いようですが、別居で遠く離れている場合には税務署のチェックは厳しくなりますので注意が必要です。

控除を受けるためには、毎月定額の送金をしていることが確認できる資料や保険料の支払いを親元でしていることが証明できる資料が必要となりますので準備しておく必要があります。



税金まめ知識（第17回）年末調整

年末調整とは、サラリーマンがその年度の最後の給与の支払いを受けるときに、勤務先が行ってくれる年税額の精算手続きです。ですから確定申告に代わる手続きといえます。給与からは、毎月所得税が源泉徴収されていますが、年間を通じてみれば概算に過ぎません。その精算手続きをサラリーマンに限って勤務先がこれを代行してくれることになっています。

1. 年末調整に必要な書類

給与以外に所得がない人は、収入の全てが勤務先に把握されており、毎年提出する**扶養控除等申告書**により、勤務先はその人にかかる扶養控除などの所得控除も承知しています。そこで年末調整に関しては、主に物的な所得控除、すなわち生命保険料の支払額などを報告すれば、年税額の計算ができることとなります。サラリーマンが年末調整の際に勤務先に提出する書類は以下の通りです。

提出書類	提出目的
給与所得者の扶養控除等申告書	配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの適用の有無や適用人数などを申告する
給与所得者の配偶者特別控除申告書	配偶者の年間所得金額を申告して配偶者特別控除の適用有無や控除額を計算する
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険や地震保険などの支払額を申告して、それら控除の適用有無や控除額を計算する
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	適用2年目以降の住宅ローン控除を申告する

2. 年末調整の対象にならない人

サラリーマンであっても以下のような人は、別途、確定申告を個人で行う必要があります。

- 給与年収が2,000万円超の人 ⇒ 高額所得者税務署が直接把握したいため確定申告が必要
- 年の途中で入社（転職）した人 ⇒ 前職の源泉徴収票があれば年末調整は適用可
- 年の途中で退社した人 ⇒ 原則として年末時点で在籍している人のみ適用



3. 給与以外の所得がある人や年末調整で受けられない控除

サラリーマンで家賃収入などの所得がある場合には、その給与以外の所得については精算の対象になりませんので、別途確定申告をする必要があります。確定申告を受けた人の給与以外の所得金額が**20万円以下**の場合には確定申告は必要ありません。2ヵ所以上の給与収入がある場合も2ヵ所目以降の年収が20万円以下であれば確定申告は必要ありません。但し、それらの収入は非課税ではありませんので自らの意思で確定申告する場合は、合算して申告する必要があります。また、雑損控除、医療費控除、寄附金控除は、年末調整の対象ではありません。住宅ローン控除も初年度は確定申告が必要ですので注意してください。



今月のコラム

今年も残すところ一ヶ月を切って残り僅かになってきました。早いものでついこの前、お正月だと思ったらもう一年が過ぎようとしています。小学校のころは、入学式に夏休み、運動会、遠足・・・と、とても一年が長かったような気がするのですが、最近はビデオの早送りのように日々が流れます。いろいろ辛いことや嬉しいこともあったと思うのですが、全く覚えていません。(笑)

来年、二〇〇九年(平成二十一年)の干支は何だかご存知ですか? ・ウシ年です。世界で一番牛が多いのは、インドだそうです。なんと四億匹も住んでいて世界の三分の一がインドに住んでいるのだそうです。次いでブラジル、アメリカの順です。ちなみに日本で一番、牛が沢山いる都道府県は鹿児島県なのだそうです。(わたしは北海道だと思いましたが・・・)

これから年末の多忙な時期、夜も忘年会など人と会食する機会も増えますが、タンパク質や脂質、カルシウムなど栄養満点の牛乳を飲んで健康にも気をつけて頑張りましょう。



会計経理事務コストを大幅カット!

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

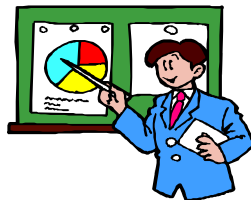
◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

- ※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け
- ※ 試算表作成(ご希望の方)
- ※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



いよいよ師走です。
風邪にきをつけて頑張りましょう。

